

堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号エを次のように改める。

エ 公示送達 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3その他の法令の規定に基づき、書類が公示されてから一定期間経過後にその送達があったものとみなされるもの

第10条第4項中「所定の部数を作成して」を削り、同条第5項中「登載」の次に「及び公示送達」を、「については」の次に「、別段の定めがあるものを除き」を加え、同条第8項中「総務課長は、」の次に「公示送達及び」を加え、「第5項」を「第6項」に、「第10項」を「第11項」に、「第6項の」を「第7項の」に改め、同条中第11項を第12項とし、第9項及び第10項を1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 総務課長は、公示送達について、掲示場に掲示する必要があるものについては、上下水道局本庁舎前の掲示場に掲示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は令和8年5月21日（その日が地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日後である場合にあっては、当該政令で定める日）から施行する。

（経過措置）

2 前項に規定する政令で定める日が令和8年5月21日前である場合における公示送達（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（同条の規定を他の法律において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定に基づくものを除く。）については、当該政令で定める日から同月20日までの間は、なお従前の例による。

3 第1項に規定する政令で定める日が令和8年5月21日後である場合における公示送達（地方税法第20条の2又は地方自治法第231条の3第4項の規定に基づくものに限る。）については、同日から当該政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例による。